

「鎌倉市共生社会の実現 をめざす条例」

これまでの議論と、これからの議論

鎌倉市役所 健康福祉部 地域共生課

共生ってなんだろう

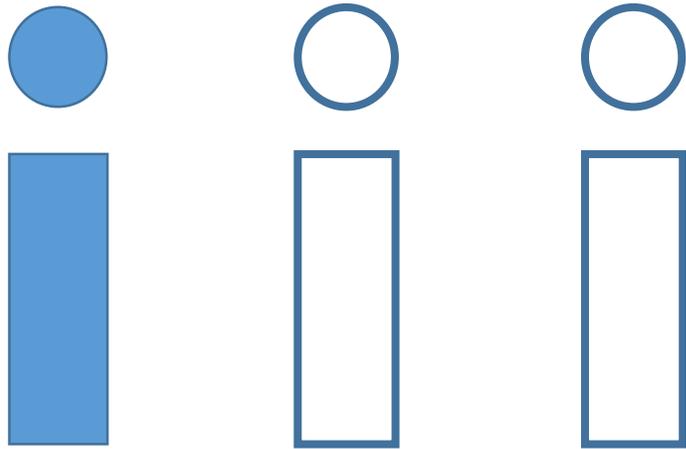
- 一緒に生きていくこと
- さまざまな人々が、すべて分け隔てなく暮らしていくこと
- 互いの個性を尊重し、互いの違いに寛容であること
- それぞれの力を発揮できること
- 社会の中でひとりぼっちじゃないこと
- 生涯安心して暮らし、過ごすこと

私たちの社会は、共生社会だろうか

- 社会が不寛容なことで、困っている人がいる
- 社会的に孤立することで、困っている人がいる
- 社会的弱者への差別意識や違いを理由としたヘイトスピーチ
- 同調を求める窮屈な社会
- 津久井やまゆり園事件から見える「社会的な孤立」と「生きる意味」

鎌倉市は・・・？ 鎌倉市の高齢化率

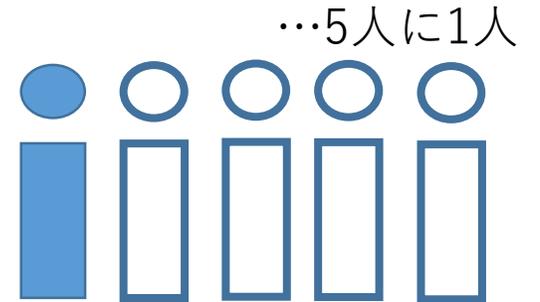
鎌倉市の高齢化率（平成29年9月30日時点）



市民の3人に1人が高齢者（65歳以上）

<参考>

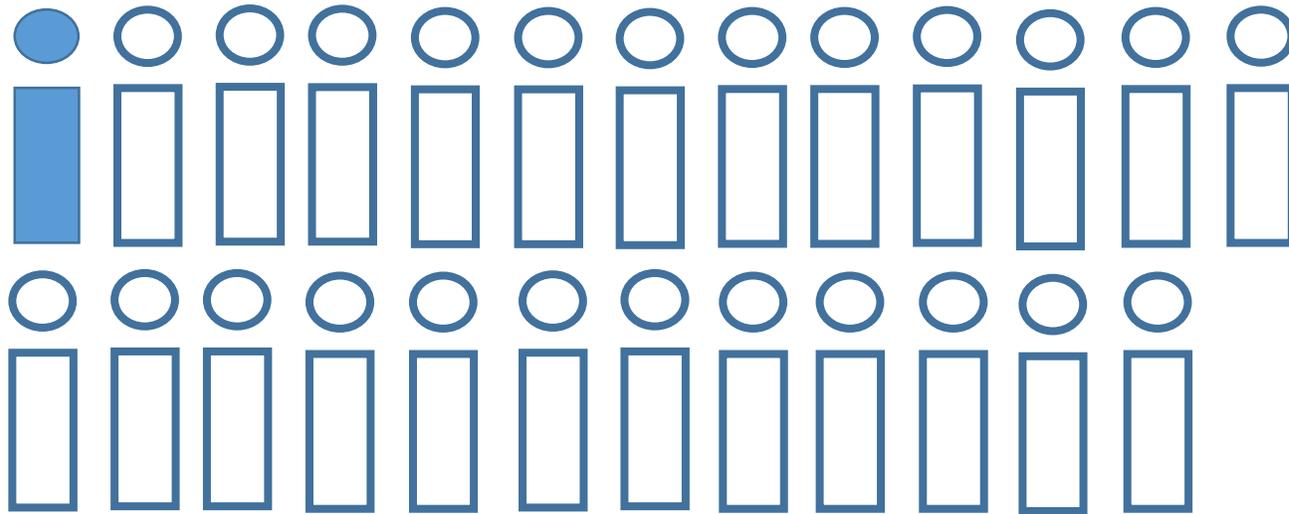
高齢者のうち
要支援・要介護認定を
受けている人



出典：鎌倉市高齢者保健福祉計画（平成30年3月）

鎌倉市は・・・？ 鎌倉市の障害者率

鎌倉市の障害者手帳の保有率（平成29年4月1日時点）



<参考>

身体障害者手帳所有者
…35人に1人
療育手帳所有者
…180人に1人
精神障害者保健福祉手帳
所有者 …142人に1人

市民の25人に1人が障害者手帳を持っている

出典：第3期鎌倉市障害者基本計画（平成30年3月）

鎌倉市は・・・？ 鎌倉市の不登校数

不登校^(※)の状況（平成28年度）

市内の公立小中学校

小学校...不登校児童数 45人（全体の0.57%）

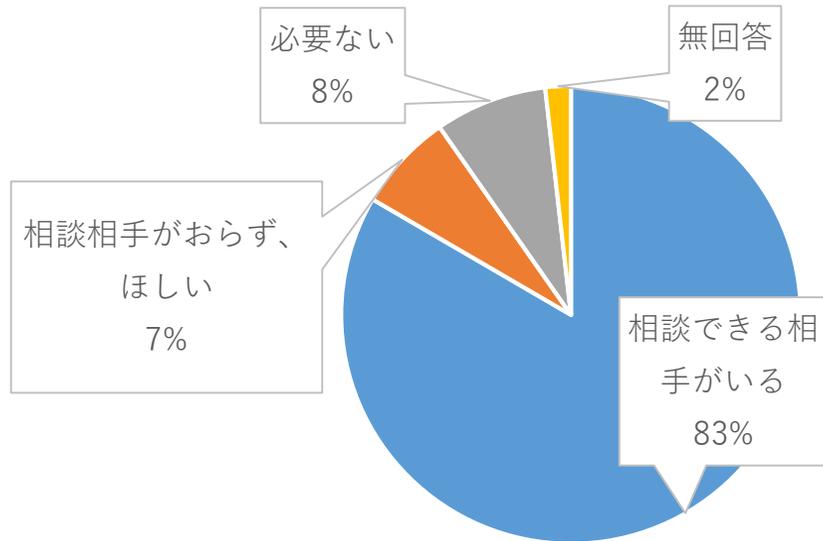
中学校...不登校生徒数 130人（全体の3.71%）

※年間30日以上欠席している児童・生徒

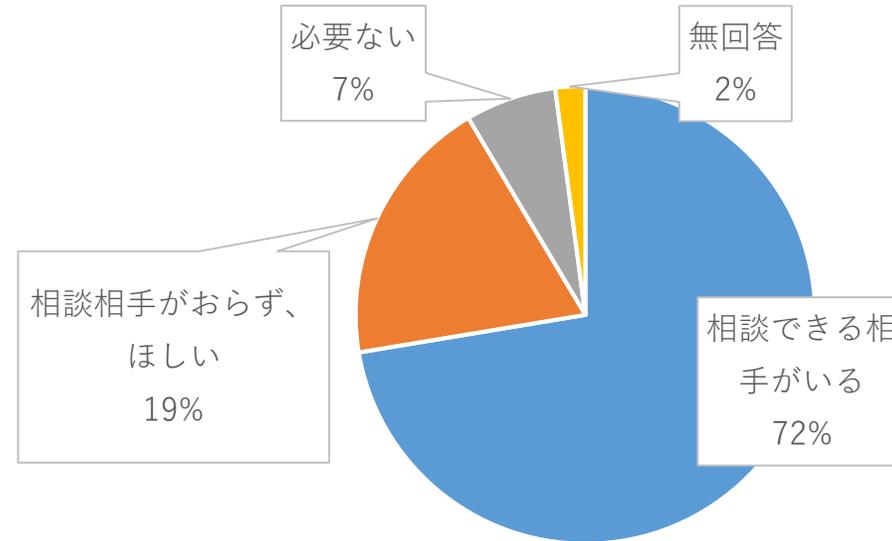
鎌倉市は・・・？ 鎌倉市の孤立の様子 1

子育てに関する悩み事の相談（平成30年1月）

子育てに関する悩みを心おきなく
相談できる相手がいるか（全体）



子育てに関する悩みを心おきなく
相談できる相手がいるか（1人親家庭）



出典：鎌倉市子育て世帯の生活に関するアンケート調査（平成30年1月）

鎌倉市は・・・？ 鎌倉市の孤立の様子 2

- 介護を行う上で困っていること

相談者や悩みを聞いてくれる人がいない…8.0% (全体数313)

(出典：鎌倉市高齢者保健福祉計画 (平成30年3月)

介護保険に関するアンケート調査 (平成29年2月))

- 相談について困ることがあるか

相談できる人がいない…6.6% (全体数1,259)

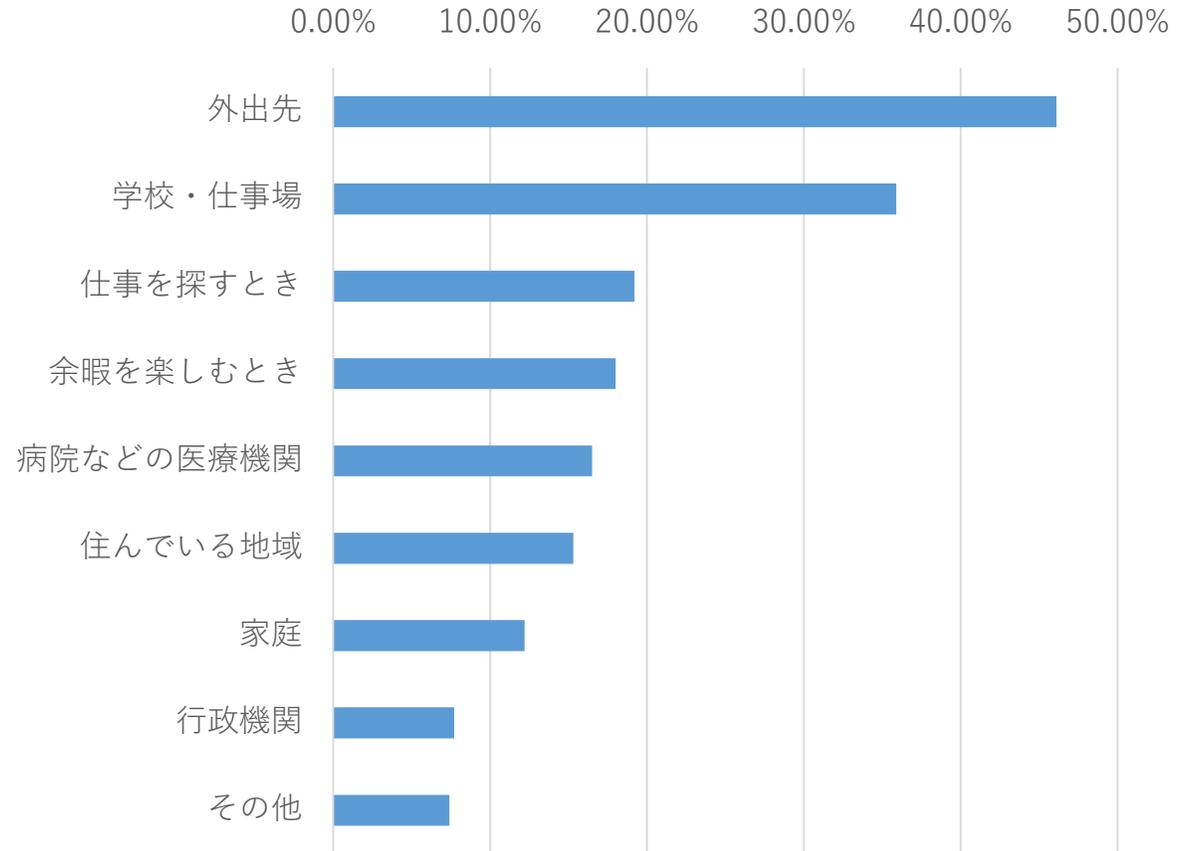
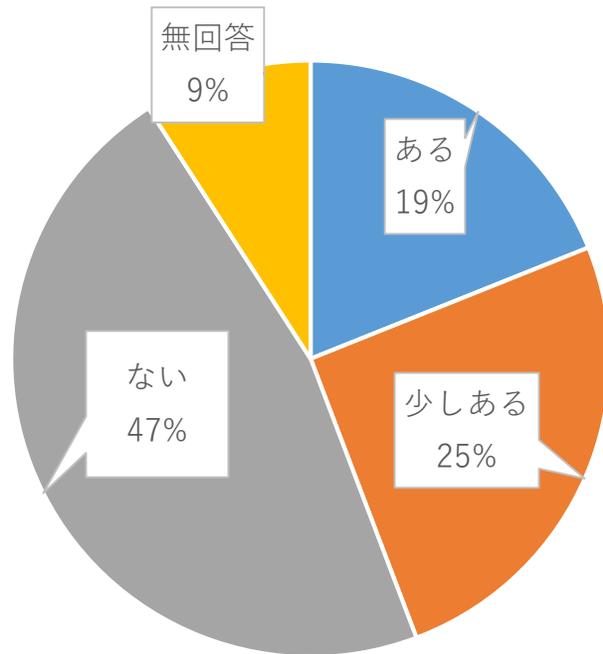
(出典：第3期鎌倉市障害者基本計画 (平成30年3月)

障害者福祉計画策定に係るアンケート調査 (平成29年3月))

鎌倉市は・・・？ 鎌倉市の差別の状況

どのような場所で差別や嫌な思いをしたか

障害があることで差別や嫌な思いをしたことがあるか

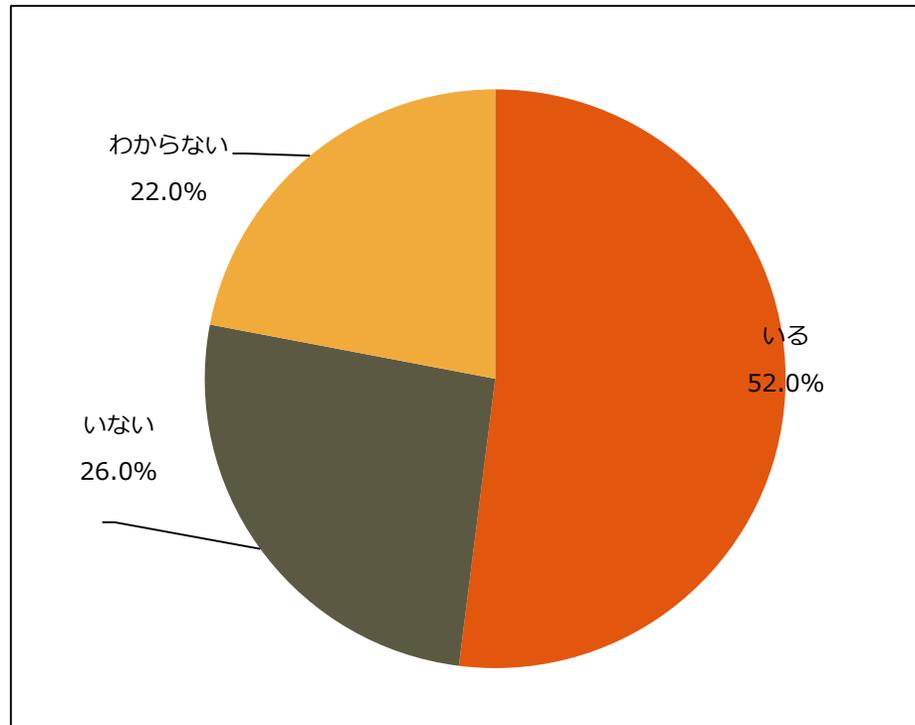


出典：第3期鎌倉市障害者基本計画（平成30年3月）

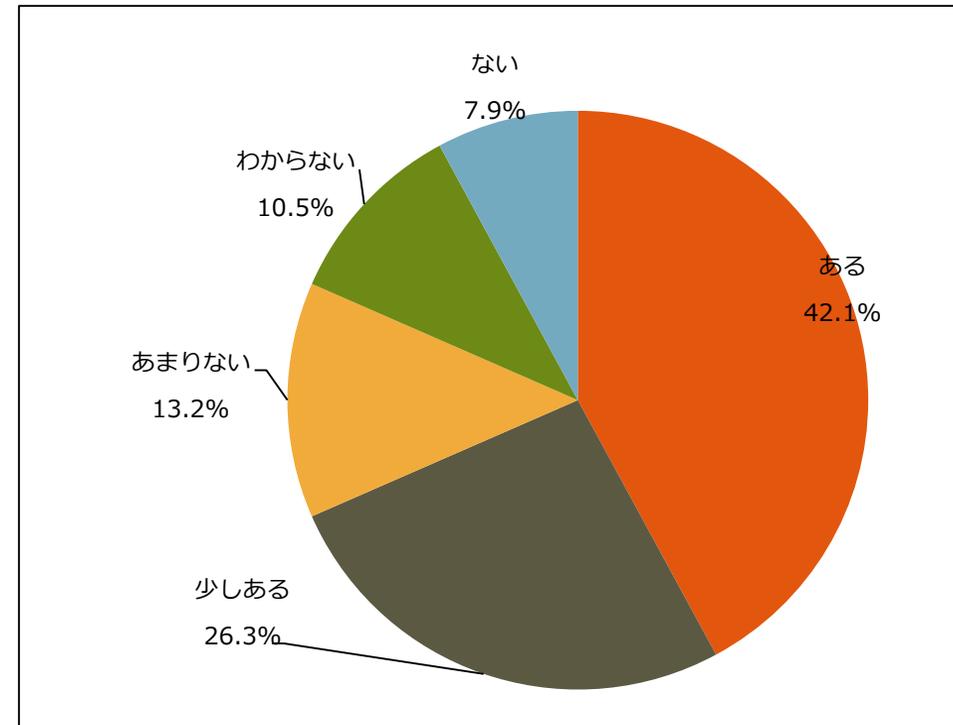
障害者福祉計画策定に係るアンケート調査（平成29年3月）

鎌倉市は・・・？ 社会的マイノリティの存在

あなた自身や職場、地域、家族など身近に社会的マイノリティはいるか



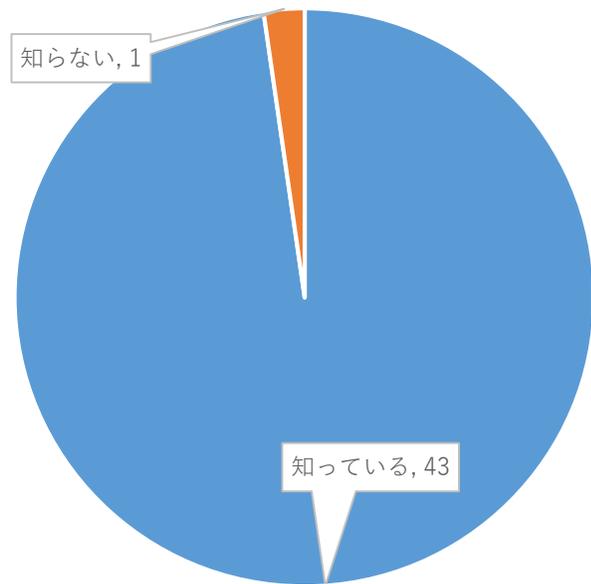
社会的マイノリティゆえに困っていることはあるか



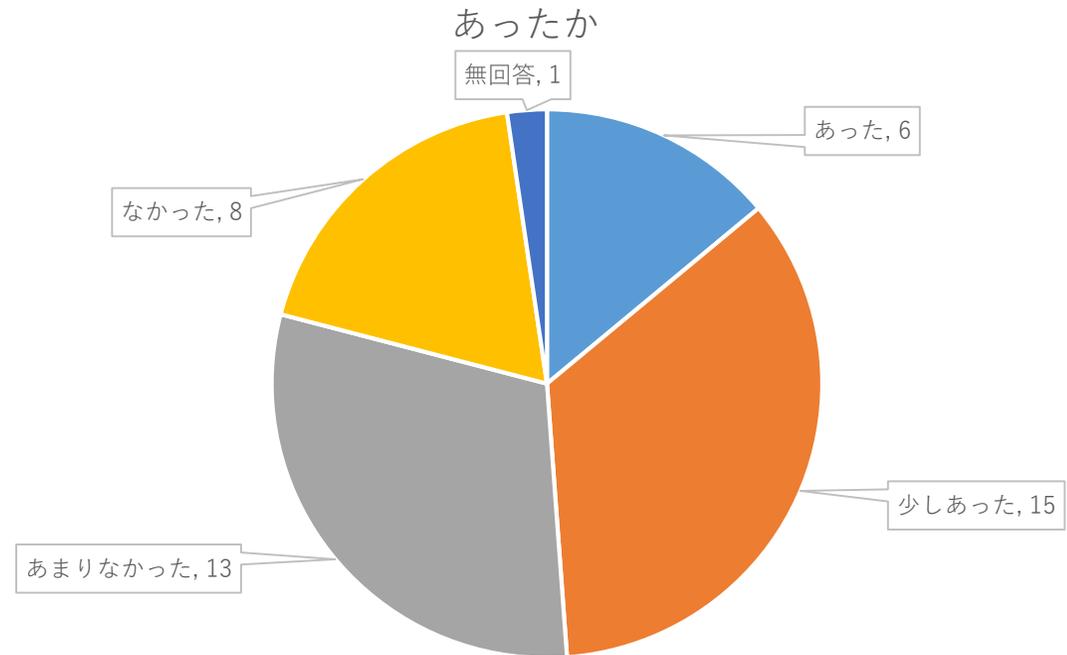
出典：第44回 市政e-モニターアンケート「『共生社会』について」（平成30年10月）

相模原障害者施設殺傷事件への関心の高さ

平成28年7月に津久井やまゆり園で起きた事件を知っているか



事件を受けて、あなたやあなたの周りで何か変化は



出典：「共生社会」の実現に向けてのアンケート（平成30年9月実施、鎌倉市）

津久井やまゆり園の事件から見えるもの

- ヘイトクライム：命には、「生きている価値のある命」と「生きている価値のない命」があるという考え方
- 障害のある人となない人、支援を受ける人と受けない人の違いはなに？
- 差別や偏見、助けがなくて困っている人は、他にもいるよね
- 被害者と私たちにとっての「共生」とは？

困っていても、なぜ助けがないの？

- 言語化しにくい困りごとには、名前がまだない
- 認定されないと、支援対象にはなりにくい
- 支援の制度は縦割りになっている
- 「困っていて、支援を受けている人」と、「困っていて、支援を受けられない人」がいる
- 困っているのを決めるのは、誰？

誰も置き去りにしない方法を考えたい

- 人を区別せず、困っている人の、困っていることを支援する
- 私たちは、生まれながら、または人生の途中で、ライフステージや暮らしの状況によって、誰でも何らかの困難に直面する可能性がある
- 障害の「医学モデル」と「社会モデル」
- 本人と社会との間にある社会的障壁を、とり除きたい

ひとりぼっちをなくそう

- 社会的障壁があることによる社会的な孤立が、困っている状況をつくりだす場合がある
- 私たちは、生まれながら、またはライフステージや暮らしの状況によって、誰でも居場所を見失い、孤立する可能性がある
- 新たなつながりを、つくりたい
- 新たな居場所を、つくりたい

共生社会に舵を切ろう

共生社会推進検討委員会

- 本市における共生社会の推進にあたって、共生社会のあり方や条例の制定等に関し、幅広く意見を聴取して検討する
- 委員には、共生条例の対象となる当事者および当事者に近い立場の方、学識等専門性を有する方を、市長より委嘱する
- 条例の検討にあたっては、内容が抽象的になるのが予想されることから、市民が理解しやすいよう、委員の専門性や当事者性を活かし、条例に基づいた具体的な施策のイメージを広げ、市民に示す役割も担っていただく

第1回委員会を終えて：条例のあり方

- ① 共生社会の実現を阻害する4つの障壁（障壁：情報のバリア、物理的な環境のバリア、心のバリア、制度のバリア）を切り口に、条例の基本的施策を整理していく。
- ② なるべく簡易に、それぞれが困っていることを当てはめられるようなものを。
- ③ 対象を狭く限定せず、困っている人（社会的弱者）ぜんぶを対象にするなど、間口が広いものに。
- ④ 暮らしの視点、災害時の助け合いなども取り入れ、市民に身近な表現を用いたい。

第2回委員会を終えて：条例のまとめ方

- ① 「市・市民・事業者の責務や役割」「理念」を整理し、その一部を「前文」「目的」で表現する
- ② 災害時や防災対策の際の社会的弱者への配慮、先進的な考え方や技術への積極的な取り組み等に触れる
- ③ 基本的施策（条文）と、そこからイメージできる具体的施策（条文には載らない事業例）の表現の仕方を、引き続き検討する
- ④ 条例の具体的な文言の修正については、引き続きメール等を活用し検討を進めることを、事務局で検討中

市民アンケートより

- 鎌倉市の現状：

人種差別や障害者差別などの人権問題、LGBT、外国人排斥、夫婦別姓や性同一障害など、まだ一般の認知度が低いようだ。NPO法人や様々な団体が「共生」に関する取り組みをしている。支援の対象となる可能性がある人はたくさんいる。家から出られない友人をたまに訪問して話をしている。

- 社会のあり方として：

「みんな違ってみんな良い」という言葉が広く社会に浸透すればいい。色々な人がいること、性別や障害、年代に関係なく共に生活できる社会、誰もが自然に認めあう社会。年齢、性別、障害などにとらわれず、誰もが住みやすい鎌倉になるといい。

- 共生のために必要なこと：

バリアフリー、多言語化、学校教育についての多様性。独居老人、認知症家族の支援。世帯を一体的にサポートする仕組み。地域の連帯感。先入観や偏見を持たないよう意識する。互いに尊重しあい、違いを認めあう。障害者や高齢者を病院・施設で隔離しない。障害のある人と関わり、啓発活動をしていく。自己主張や協調性もいいが、社会に協力することも必要。

出典：「共生社会」の実現に向けてのアンケート（平成30年9月実施、鎌倉市）

鎌倉市議会 9 月定例会での意見

- 検討委員に当事者性が必要である
- 学校など、広く市民の意見を聴取していただきたい
- 抽象的でわかりにくい
- 内容を具体的にイメージできるような工夫などが必要である

等

第3回委員会（今回）の予定①

《本日のタイムスケジュール》

18:15 事務局挨拶、臨時委員紹介

18:25 議事：今までの振り返りと今日の進め方の説明

18:40 議事：具体的施策のイメージ（例）の共有と整理

20:25 議事：今日の振り返り

20:40 事務連絡

第3回委員会（今回）の予定②

- 条例の基本的施策に基づいて、どのような**具体的施策**を行うと良いと思われますか。
- **鎌倉市内で行われている事業、他地域での事例、鎌倉に必要と思われる施策**などの**具体的施策**について、委員の**専門性、当事者性、ご経験**に照らし**事前に具体的な意見をいただき、事務局で表にまとめました（資料4）**。
- 現場に委員のみなさまの近い声から作成した表をもとに、**条例の項目の整理の仕方が適切か、足りない視点はないかなど再度確認し、ご意見を頂戴したいと考えています。**

第3回委員会（今回）の予定③

- 現在、市役所の中でも、**条例案に対する意見**、**現在実施中の事務・事業**で「**基本的施策**」に当てはまるもの、**今後できそうな事務・事業**について、各課から回答を集めているところです。
- いただいた施策の実現には、本検討委員会での議論とは別に、関係課での必要性の検討や計画への位置づけ等の手続きが必要です。また、すでに行われているものの、知られていない事業もあると思われます。
- 今後は、集まった意見をもとに、条例制定にあたって市民が条例の内容を理解しやすいよう、この **条例が生活にどのように具体的に繋がっていく** か整理し、説明していく予定です。

条例検討スケジュール

- (済) 8月2日 第1回検討委員会：条例のコンセプトづくり
(済) 8月27日 第2回検討委員会：「立場ごとの役割」「理念」の整理
- 10月19日 第3回検討委員会：具体的な事業例の整理
10～11月 市民・市内団体等からの意見聴取
10月11日～ 庁内説明会・庁内意見募集・庁内個別調整
11月5日 第4回検討委員会：条文および説明資料の確認
11月後半～ パブリックコメント（市民意見公募）実施：1か月間
1月（予定） 第5回検討委員会：パブコメを受けての修正等
1月中旬 例規審査会、政策会議：庁内で条例を最終審査します）
2月 鎌倉市議会2月定例会での提出を予定